

入札公告（建築）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 6月 1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人

理事 金谷 史明



1 工事概要

- (1) 工事名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家災害復旧に伴う建築その他工事
- (2) 工事場所 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
- (3) 工事内容 建築 改修一式
- (4) 工期 平成24年 9月14日（金）まで

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（平成18年4月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-4号）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における建築一式工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した公共施設の建築改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者または主任技術者を当該工事に配置できること。
① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
② 平成14年度以降に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以

下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照))。
- (9) 宮城県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室
電話番号 03-6407-7676

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年6月1日から平成24年6月22日までの(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)10時00分から17時00分まで。

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室
電話番号 03-6407-7676

及び、

〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家会計担当
電話番号 0228-56-2311
※入札説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成24年6月4日から平成24年6月22日までの(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)10時00分から17時00分まで。

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室
電話番号 03-6407-7676
※持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札執行の場所・日時

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家において行う。
平成24年7月10日 15時00分 管理研修棟2階小研修室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 納付
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 入札執行回数は2回を原則とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができますが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならぬ。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 当機構と一定の関係を有する法人の情報公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報提供及び公表については同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう予めご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問のほか、役職名を問わず経営や業務運営について影響力を与え得ると認められる者として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構〇B）の人数、
職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
　　3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点での在職している当機構〇Bに係る情報（人数、現在の職名
及び当機構における最終職名）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）